

市内指定居宅介護支援事業者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課長

特定事業所加算の算定要件追加に伴う書類の提出及び今後の新規届出について（通知）

日頃から介護保険サービスの適正な運営につきましては、日頃格別の御理解をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）の第 84 号により、介護保険支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが、特定事業所加算の新たな要件として追加されました。

本市では、この算定要件を満たす条件として、神奈川県介護支援専門員実務研修実習受入れ事業所説明会（以下、説明会という）に出席することを必須とし、実務研修実習受入れに係る指導内容が、年度毎に見直されることもあるため、説明会には毎年度 1 回出席していただくことといたしました。

この算定要件は、平成 28 年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日（平成 28 年 11 月 22 日）から適用となるため、特定事業所加算を取得している事業所は、下記の書類をご提出ください。

なお、これから新規に特定事業所加算の届出をする事業所は、届出をする年度内の説明会に出席する必要があるため、説明会の日程についてご確認のうえ届け出るようお願いいたします。経過措置として、平成 28 年度中に届出をする予定の事業所は、特定事業所加算取得日から 1 年以内に説明会に出席する場合、特定事業所加算を届け出すことができます。

1 対象

平成 28 年 10 月 1 日時点で特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所

* 今回の算定要件追加に伴い、特定事業所加算を取下げ的事业所は、下記の様式ではなく通常どおりの取り下げ手続きを行ってください（平成 28 年 11 月末日での取り下げとなります）。

2 提出期限

平成 28 年 10 月 31 日（月）【消印有効】

3 提出書類

(1) 平成 28 年 7 月 1 日時点で特定事業所加算を取得している居宅介護支援事業所（8 月及び 9 月の説明会開催通知で出席の対象としていた事業所。その後、取り下げている事業所は除く）

・【～H28.7.1 取得事業所 10/31 提出用】介護給付算定に係る体制等状況一覧表

・【～H28.7.1 取得事業所 10/31 提出用】チェック表及び誓約書

* 以下からダウンロードして提出してください。

「川崎市公式ウェブサイト」（<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000021361.html>）

- (2) 平成 28 年 8 月 1 日～平成 28 年 10 月 1 日に特定事業所加算を取得している事業所（平成 28 年 10 月 1 日取得予定の事業所も含む。ただし、これから届出をする事業所は除く）
- ・【H28.8.1～10.1 取得事業所 10/31 提出用】 介護給付算定に係る体制等状況一覧表
 - ・【H28.8.1～10.1 取得事業所 10/31 提出用】 チェック表及び誓約書
- *以下からダウンロードして提出してください。
- 「川崎市公式ウェブサイト」(<http://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000021361.html>)

4 説明会の確認方法について

以下からダウンロードして確認してください。

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

→ライブラリ（書式/通知）→10. セミナー・講習会・研修→その他

→「平成 28 年度神奈川県介護支援専門員実務研修実習受入事業所説明会のご案内について」

*12 月に開催予定の説明会については、詳細が決まり次第お知らせします。

5 今後の説明会出席について（来年度以降の研修は、夏と冬に行われる予定です。）

- (1) 平成 28 年 7 月 1 日時点で特定事業所加算を取得していた事業所（8 月及び 9 月の説明会開催通知で出席の対象としていた事業所。その後、取り下げている事業所は除く）

平成 28 年度・・・8 月または 9 月に行われた説明会、12 月に行われる説明会のいずれか一回
に出席

平成 29 年度以降・・・毎年度一回必ず出席

- (2) 平成 28 年 8 月 1 日～平成 29 年 3 月 1 日に特定事業所加算を取得している、または取得する
事業所

平成 28 年度・・・12 月に行われる説明会に出席。12 月の説明会に出席できなかった場合は、
取得日から一年以内に説明会に出席

平成 29 年度以降・・・毎年度一回必ず出席

- (3) 平成 29 年 4 月 1 日以降に特定事業所加算を取得する事業所

毎年度一回必ず出席

6 上記加算要件（毎年度行われる説明会への出席）を満たさないことが明らかになった場合

すみやかに加算の届出を取り下げてください。説明会出席予定だったが、当該年度内に出席し
なかった場合、当該年度の最終説明会の月末日をもって取下げとなります。

問い合わせ先

高齢者事業推進課 事業者指定係

電 話：044-200-2469

F A X：044-200-3926